

平成 29 (2017) 年 3 月 31 日

浪江町  
独立行政法人都市再生機構

## 東日本大震災復興関係

### 浪江町とUR都市機構が「浪江町の復興まちづくりの推進に関する協定書」を締結

浪江町とUR都市機構は、昨年 11 月 29 日に交換した「浪江町の復興まちづくりの推進に向けた覚書」に基づき、浪江町における町内復興拠点の整備を推進するため、「浪江町の復興まちづくりの推進に関する協定書」を締結したのでお知らせします。

これにより、浪江町とUR都市機構は、町が本年 3 月に策定した「復興まちづくり計画【第二次】」の中で位置づけた「先端的な事業・産業の誘致・創出」の場としての棚塩地区において、復興まちづくりを協力して推進していきます。

・別添：協定書

(お問い合わせ先)

浪江町役場 復興推進課

主幹 竹内 電話 0243 (62) 4731

UR都市機構 宮城・福島震災復興支援本部

福島復興支援部 計画調整チーム

チームリーダー 長門 電話 0246 (38) 8046

## 浪江町の復興まちづくりの推進に関する協定書

浪江町（以下「甲」という。）と独立行政法人都市再生機構（以下「乙」という。）は、平成 28 年 11 月 29 日付で交換した浪江町の復興まちづくりの推進に向けた覚書第 2 条第 4 項に基づき、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第 1 条 本協定は、東日本大震災及び原子力災害による被災地の復興まちづくりの加速化を図るため、甲乙相互の連携を図り、浪江町における円滑な復興整備事業を甲乙協働して推進することを目的とする。

### （対象地区）

第 2 条 浪江町復興計画【第二次】に位置付けられた棚塩地区（以下「対象地区」という。）において、乙は甲が対象地区で実施を予定している復興整備事業の推進に協力するものとする。

### （復興整備事業に係る役割分担等）

第 3 条 甲及び乙は、対象地区の基本計画検討及び基本設計（以下「基本計画検討等」という。）を円滑かつ効果的に推進するため、必要な情報交換を行うものとする。

2 甲は、復興整備事業の実施主体として、対象地区の計画策定及び合意形成等の推進を図るものとする。

3 甲及び乙は、対象地区の基本計画検討等の業務内容について協議し、甲からの委託に基づき、乙が業務を実施するものとする。

4 前項の規定に基づく業務の委託に際しては、あらかじめ甲乙間で別途契約を締結するものとする。

### （秘密の保持）

第 4 条 乙は業務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

### （その他）

第 5 条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 29 年 3 月 14 日

甲 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地の 2  
浪江町  
町 長 馬 場 有

乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡四丁目 6 番 1 号  
独立行政法人都市再生機構宮城・福島震災復興支援本部  
本 部 長 佐 分 英 治